

令和 7 年第 9 回総会

山武市農業委員会会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開会

令和 7 年 9 月 5 日 閉会

令和7年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月5日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）保留案件について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（4）農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
（5）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
（6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

- 日程第4 議案第1号 保留案件について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第10 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和7年9月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長 これから令和7年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号14番齊藤委員及び議席番号16番林委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長

報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

なお、今回から委員の説明、報告につきましては、着席のまま御発言願います。資料を見ながら、マイクの位置が変わるもので聞きづらい点ができますので、着席のままで結構ですので、よろしくお願ひします。

日程第4、議案第1号、保留案件についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

委員の皆様の御意見をお伺いいたします。どうぞ。特に御意見はないですか。よろしいでしょうか。

藤田委員

はい、議長。

議長

藤田委員、どうぞ。

藤田委員

この方、この案件もそうですけど、耕作しているのかしていないのかほとんど分からぬいぐらい。大豆をまいても、大豆が育っていない。草が繁茂している。そういう人に貸しても、なかなか管理ができないと思うんですよね、これ以上増やしても。うちの地域のこの人がやっている畑は、ほとんど草だらけ、ほとんど管理がされていない状態です。そういう

ところも、みんな監視してもらいたいです。
以上です。

議長 ほかに御意見はございませんか。

戸村推進委員 はい、議長。

議長 戸村推進委員、どうぞ。

戸村推進委員 実際、この方が、うちの隣の田んぼをやっていて、うちの田んぼに雑草がみんな入ってくるから、注意したことがあるんですよ。こういう管理ができない人を農業委員会が何の意見もなく通したら駄目ですよ。

小山委員 はい、議長。

議長 小山委員。

小山委員 地主さんとか近隣の地主さんとかからの苦情等がありまし
たらお聞かせいただきたいと思います。

議長 地主さんから意見がございましたか。

(事務局説明)

議長 よろしいですか。

齊藤委員 はい、議長。

議長 齊藤委員。

齊藤委員 この方については、過去、何度も私も関係したことがある
んですが、有機栽培とかというので、ゴボウを作ったり、大
豆を作ったりしています。ただ、それなのに、農薬で隣の田
んぼを枯らしてしまったり、そういういた迷惑行為も結構やつ
ていたという記憶がございます。

ただ、今回、中間管理機構が間に入っているということと、地主さんのはうから何らかのアクションがなければ、農業委員会として、これを全く駄目だよというふうに言うのも無理があるのかなというふうに思います。何らかの条件付で計画を認める方向で意見を付してはどうかなという、私の意見です。

議長 ありがとうございました。

戸村推進委員 それであれば、農業委員会から中間管理機構に異議を申し立てることはできないんですか。

議長 要望として上げることでしようかね。

戸村推進委員 うちも、この方がやっている田んぼの隣なんですよ。コンクリートのくろに、畠塗り機でくろをつけたはいいんだけど、全然草を刈らないから言ったことがあるんですよ、くろをつけるときは草をきちんと刈れということで。

であれば、農業委員会で今回、中間管理機構に言って、きちんと借りている農地をきれいに保つとか、そういう念書をもらってから結果を出してもいいと思うんです。逆に言うと、非常に迷惑なんです。やっていること自体が植えっ放しだし、よくそういうところに中間管理機構が農地を貸したなと思って不思議なんですよ。

議長 今回は、皆さんのお意見を付して中間管理機構に要望書を出して、それから採決したいと思います。それでどうでしょうか。

(異議なし)

議長 本議案は、中間管理機構に要望書を出し、その回答を踏まえ意見をすることといたします。

◎議案第2号

議長 続きまして、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定

による許可申請についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

まず、申請番号 1 の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号 1 について説明をいたします。

売買による所有権の移転です。

譲渡人は高齢であり、農地の維持管理ができないということと譲受人に話を持ちかけたということでございます。譲受人といたしましては、経営規模拡大の為に売買によって取得をしたいということになったそうです。

先日、現地確認をしましたところ、今年は、管理のみで作付はしていませんでした。今後は、譲受人が責任を持って管理をするということでございます。地元としては、何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号 17 番井野委員に求めます。

井野委員

17 番、井野です。

ただいま推進委員が説明したとおりであり、地元としては何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

よろしくお願ひします。隣接地区担当推進委員の戸村といいます。

申請番号2について御説明をいたします。

売買による所有権の移転でございます。

譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないということで、今回、譲受人は、自宅に隣接しているため、取得したいということで売買の話が決まったそうです。それで、既に水田のほうは譲受人が耕作しているところで、何ら問題ないと思いまますので、御審議のほうをよろしくお願ひします。

以上です。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員

12番の廣口です。

ただいま戸村推進委員のほうから報告があったとおりであります。先日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題はございませんでした。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のな

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当委員の布施です。
申請番号3番について説明させていただきます。
売買による所有権移転でございます。
譲渡人は、規模縮小ということであっせんがありまして、
譲受人は、規模拡大したいということでタイミングがよく、
今回の申請になりました。
先日、現地を確認してまいりました。全て刈取りが終わり、
きれいになっていました。何ら問題がないと思いますので、
どうぞよろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番、小山です。
ただいま布施推進委員が説明されたとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の報告を伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号4についてを説明いたします。

売買による所有権移転となります。

譲受人は、今回の対象の土地に隣接する畠を今借りて、耕作しております、その縁でこちらを買っていただけないかという依頼があって、購入することにしたということでした。

現在、借りている土地はきれいに耕作されており、広げても大丈夫ではないかという感じはいたします。今後、田なんですけれども、購入後は、そこで畠のように野菜を作るということです。地元としては問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号1番藤田委員に求めます。

藤田委員

ただいまの推進委員の説明のとおりでございまして、実は、私、譲渡人のすぐ隣の田んぼをやっていまして、毎年作っているのは存じておりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほどお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5は取り下げられております。続きまして、申請番号6の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員

担当推進委員の加瀬でございます。

申請番号 6 番について説明をいたします。

売買による所有権の移転でございます。

譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないということ、

また、譲受人は自宅から近い農地を取得し、経営規模の拡大を図りたいとのことです。

以前から譲受人のところで管理をしていた土地のようですが、現地につきまして先日確認をしたところ、9 筆ともよく管理がなされておりました。地元としては、何ら問題もございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を議席番号 2 番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号 2 番の佐瀬です。

ただいまの加瀬推進委員の説明のとおりでございまして、私も現地確認等、先日行いまして、問題ないと思います。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号 7 及び 8 は関連する案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号 7 及び 8 を一括審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号7及び8は一括審議とします。

申請番号7及び8の報告を小野崎推進委員に求めます。

小野崎推進委員

地区担当推進委員の小野崎です。申請番号7及び8について説明いたします。

2つの案件、譲渡人、お二人いますが、譲受人の方も、3人とも土地が隣接をしております。今回の土地ですが、進入路がなく、譲受人の土地を通って譲渡人の畠に行くということになっておりますので、それぞれ譲受人に買ってもらうということが一番よろしいのかなというふうに思っております。

地区としては問題ありませんし、譲受人は、土地拡大ができる有効耕作ができるというふうに伺っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号2番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番の佐瀬です。

ただいまの小野崎推進委員の説明のとおりであります。私も現地確認等、先日行いました。問題ないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号7及び8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 総会資料33ページ、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

状況の説明を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。

議案第3号、申請番号1について説明いたします。

譲受人は、千葉県から発注された排水路護岸工事を実施するに当たり、工事期間中、現場近くの申請地に資材置場や車両置場などを一時的に設けたいということです。

現地を確認してきましたが、特に問題はないかと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番、小山です。

先ほど現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号1についてですが、概要は川島推進委員が説明したとおりでございます。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いをいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員

地区担当推進委員の加瀬でございます。

議案第3号、申請番号2について説明をいたします。

総武本線の橋梁部の橋桁を撤去する工事と聞いております。実施するに当たりまして、工事期間中、現場近くの申請地に事務所、車両の置場等を一時的に設けたいとのことです。譲渡人も合意をしております。

先日、現地を確認してきましたが、特に問題はないかと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番、小山です。

先ほど現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号2についてですが、ただいま加瀬推進委員が説明したとおりでございます。

本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いをいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことなく御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第3号、申請番号3について説明いたします。

こちらは、第1種農地の専用住宅建設を目的とした申請です。

先ほど現地を確認してきました。譲受人は現在、市外に居住しており、山武市森地区に転入するため、候補地を探しておりました。なかなか土地が見つからず、祖父母所有の休耕地を使っていくということとなったため、申請に至ったそうです。地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を花檀委員に求めます。

花檀委員

議席番号13番、花檀です。

先ほど現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号3についてですが、内容は、先ほど高橋推進委員が説明したとおりです。

本件は第1種農地への専用住宅の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅のほか、周辺地域居住

者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 総会資料55ページ、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題いたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を小野崎推進委員に求めます。

小野崎推進委員 地区担当推進委員の小野崎です。
議案第4号、申請番号1について説明いたします。
先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、昭和61年10月付で千葉県から許可を受けた案件でございますが、現在まで事業は着手されておらず、農地のままになっております。現行、畑でございます。

譲渡人は高齢の為、土地の維持管理が難しく、申請地周辺で住宅用地を探していた譲受人と話がまとまっての今回の申

請でございます。地元としても特に問題ないかと思われます。
御審議のほどよろしくお願ひします。
以上です。

議長 状況の報告が終わりました。
現地調査の報告を花檀委員に求めます。

花檀委員 議席番号 13 番、花檀です。
先ほど現地を確認してきました。議案第 4 号、申請番号 1 についてですが、内容は先ほど小野崎推進委員が説明したとおりです。
本件は第 1 種農地への住宅の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)
議長 質疑なしと認めます。
本件は、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)
議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第 5 号
議長 日程第 8 、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。
申請番号 2 は、議席番号 1 番、藤田委員に関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第 31 条において、議事参与の制限が規定されております。これにより、審議の方

法についてお諮りいたします。

申請番号1及び3を一括して審議し、その後、申請番号2を審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御質疑なしと認めます。

この議案は、申請番号1及び3を一括して審議し、その後申請番号2を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

申請番号1及び3について、御意見ございますでしょうか。
御意見がございませんので、申請番号1及び3を採決いたします。

申請番号1及び3を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は意見なしと決定いたしました。

続きまして、申請番号2を審議いたしますので、藤田委員は退室をお願いします。

(藤田委員 退室)

議長

申請番号2について御意見ございますでしょうか。

御意見がございませんので、申請番号2を採決いたします。
申請番号2を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は意見なしと決定いたしました。藤田委員の案件が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(藤田委員 入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1の報告を、戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

地区推進委員の戸村です。

番号1について御説明します。

新規の認定でございます。

酪農なんですけれども、本人、また両親と一生懸命、酪農経営を行っております。地区では、唯一の畜産農家でございます。

5年後の年間約520万と労働時間2,000時間以内の安定した経営を図るということで、家族共々、みんな一生懸命やっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

番号2の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員

隣接地区担当推進委員の小川です。

番号2を説明させていただきます。

更新です。

本人と妻でネギを頑張って作っております。本人を私もよく知っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、番号3の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 隣接担当推進委員の川島です。
番号3について説明いたします。
更新になります。
本人と妻2人で水稻、露地野菜の複合経営を行っています。
大型機械の導入と従業員の雇用で効率的な生産を行っている
ところですが、今後ますます発展すると思います。よろしく
お願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
御意見ございますでしょうか。
御意見がございませんので、採決いたします。
本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求
めます。

(挙手全員)
議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

◎協議
議長 日程第10、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを
議題といたします。
協議事項の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)
議長 説明が終わりました。
本件の役職につきましては、4月の初総会にて、会長職で
ある私を推薦し、両審議会の役員を務めているところでござ
います。就任から間もないことから、引き続き会長職である
私を推薦することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)
議長 御異議なしと認めます。
景観審議会委員及び都市計画審議会委員には、私、今関を

山武市長に推薦いたします。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の案件について、皆様から御意見をお願いします。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。